

## 個人情報保護委員会デジタル人材確保・育成計画（概要）

令和 5 年 9 月 8 日

### はじめに

個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）は、個人情報の適正な取扱いの確保を図ることを任務として平成 28 年 1 月に設置された、高い独立性を有する監視・監督機関である。具体的な業務として、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）に基づく特定個人情報（マイナンバー（個人番号）をその内容に含む個人情報を指す。以下同じ。）の取扱いに係る監視・監督及び個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に基づく個人情報の取扱いに関する監督を行うほか、こうした業務を支えるための情報システムの整備・運用を行うものである。

また、監視・監督機関としての業務内容のほか、AI・IoT 等の技術の進展は、個人情報の保護に大きな影響を与えており、委員会事務局のうち一定の職員は、IT・セキュリティの知見が必要不可欠である。

そこで、委員会が所管する業務の適切な遂行及び情報システムの適切な整備・運用が、特定個人情報の適正な取扱いの確保及び個人情報の利活用・保護の推進のために必要不可欠であるとともに、委員会のデジタル・トランスフォーメーション（DX）や IT ガバナンス・業務改革（BPR）等を進めるため、委員会事務局の体制を整備し、その体制を担うデジタル人材の確保・育成を図ることを目的に、以下のとおり「個人情報保護委員会デジタル人材確保・育成計画」として策定するものである。

委員会では、本計画の着実な実施に向けて取り組むものとし、毎年度末にデジタル人材の確保・育成状況等をフォローするとともに、必要に応じて、適切かつ柔軟に本計画の見直しを行うこととする。

### 1. 体制の整備・人材の拡充

委員会では、IT・セキュリティに係る統括部門（委員会内の情報システムの整備・運用の全体管理等）及び上述の業務を適切に遂行するための部門（特定個人情報に係る情報セキュリティに関する監視・監督等）の体制の整備として、デジタル人材の確保・育成を重視し、必要に応じて機構・定員要求を行う。また、デジタル人材の拡充及び能力の向上のために、委員会で新たに採用した職員等を中心に IT・セキュリティ関係の講座を有する大学及び大学院への派遣、諸外国の個人情報保護機関への派遣を行うほか、委員会事務局職員に対する IT・セキュリティに関する研修等を行う。

## 2. 有為な人材の確保

毎年度、新規採用職員の中から IT・セキュリティに関する能力や適性の有無、本人の希望等を考慮し、1～2名をデジタル人材候補者として育成していくこととする。

また、デジタル人材については、基本的には新規採用職員からの育成を基本とするが、当面の間は、監視・監督等業務の適正性を確保するため、民間企業等における IT・セキュリティ関係業務に携わった経験のある者を必要に応じて任期付職員や非常勤職員、更には中途採用職員として採用していく。

なお、採用に当たっては、委員会における一般行政事務への志望のみならず、IT・セキュリティ関係業務への意向及びこれまでに経験した業務内容や資格等を確認することとする。

## 3. デジタル人材育成支援プログラム

### (1) 研修

委員会におけるデジタル人材の候補者向けに、以下のとおり研修を実施する。

研修の実施に当たっては、デジタル庁や内閣官房内閣サイバーセキュリティセンター等が実施する情報システム統一研修等を積極的に活用するとともに、委員会においても自ら主催し、委員会での新規採用職員は全員及び他府省からの出向職員は本人の知識及び技能の程度、保有する資格並びに業務上の必要性及び優先度を踏まえて受講する。

情報セキュリティに関する研修については、情報システム統一研修及び内閣官房内閣サイバーセキュリティセンター等が実施する研修を活用するとともに、委員会においても自ら研修等を行い、委員会で採用した職員は全員、他府省からの出向職員は、保有する資格並びに業務上の必要性を踏まえて受講させる。

### (2) 出向等

委員会では、情報システムの適切な整備・運用と特定個人情報に係る情報セキュリティに関する監視・監督等のために、IT・セキュリティ及び特定個人情報についての知識・経験を有する者が必要である。他方、委員会で新たに採用した職員については、係長級昇任時等を目途に、IT・セキュリティに関する実践的な業務を経験させるため、他府省等への出向を検討する。

また、新規採用職員については、本人の希望や適性を踏まえて、IT・セキュリティ関係の講座を有する大学及び大学院へ派遣、IT・セキュリティ関係の業務を行っている監査法人等の民間企業への出向等についても、検討する。

## 4. 人事ルート例（キャリアパスのイメージ）

### (1) 全体的なキャリアパス像

## 【機密性 2 情報】

委員会では、情報システムの適切な整備・運用と特定個人情報に係る情報セキュリティに関する監視・監督等の体制を整備し、必要な知識、経験を有する職員を確保・育成していくこととしている。こうした経験や知識・能力の習得の観点から、委員会事務局採用後に想定されるキャリアパスの一例は、次のとおりである。

### ◆採用・係員（採用～7年目頃）

- ・ 研修：IT・セキュリティに関する基礎的な研修
- ・ 資格試験：ITSS レベル1～2
- ・ 所属部署：委員会事務局各係
- ・ 出向等：IT・セキュリティ関係の講座を有する  
大学及び大学院等での講座受講、国際機関等

### ◆係長クラス（7～8年目頃）

- ・ 研修：IT・セキュリティに関する実務的な研修
- ・ 資格試験：ITSS レベル2～3
- ・ 出向等：他府省、国際機関等

### ◆課長補佐クラス（19年目頃）

- ・ 研修：マネジメントに関する研修
- ・ 資格試験：ITSS レベル3～4
- ・ 出向等：他府省、国際機関等

### ◆管理職

- ・ 研修：マネジメントに関する研修

## (2) キャリアパス関係

委員会において、情報システムや個人情報（特定個人情報を含む。）に係る情報セキュリティに関する監視・監督等に関係する部署として職員配置が行われる部署・役職等は、次のとおりである。

### ① 情報システム関係

#### i) 情報システム関係

事務局総務課（情報システム担当）

- ・ 調査官
- ・ 課長補佐
- ・ 係長

### ② 個人情報（特定個人情報を含む。）に係る情報セキュリティに関する監視・監督

#### i) 個人情報（特定個人情報を含む。）関係

事務局監視・監督室

## 【機密性 2 情報】

- ・ 参事官
- ・ 企画官
- ・ 課長補佐
- ・ 係長

### 5. 幹部職員を含む一般職員の情報リテラシー向上

委員会は、個人情報の適正な取扱いの確保を図ることを任務とする組織であることから、情報システムの整備・運用又は特定個人情報に係る情報セキュリティに関する監視・監督等業務に従事しない職員であっても、情報システム及び情報セキュリティに関する基本的な知識及び技能を習得して業務に従事することが不可欠である。

このため、幹部職員を含む一般行政職員の情報リテラシーの向上を図る観点から、次の研修を実施するものとする。

- 全職員向け研修
  - ・ 研修内容：情報セキュリティ研修（管理者・一般職員）
  - ・ 受講対象者：全職員
  - ・ 実施時期：通年
  - ・ 実施方法：情報セキュリティ担当職員による講義形式、動画視聴
- 新規採用職員・転入職員向け研修
  - ・ 研修内容：情報セキュリティについて
  - ・ 受講対象者：新規採用職員・転入職員
  - ・ 実施時期：新規採用後又は転入後なるべく速やかに
  - ・ 実施方法：職員による講義形式、動画視聴